

議案第34号

日野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日野町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年3月22日提出

日野町長 景山享弘

日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の給与に関する条例(昭和48年日野町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)行政職給料表級別職務分類表		別表第2(第3条関係)行政職給料表級別職務分類表	
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
略		略	
3級	係長、所長補佐、副主幹、保育副主幹、主任保健師又は主任管理栄養士の職務	3級	係長、所長補佐、副主幹、保育副主幹、主任保健師又は主任管理栄養士の職務
4級	室長、主幹、保育主幹又は <u>所長</u> の職務	4級	室長、主幹、保育主幹又は <u>課長補佐</u> の職務
5級	課長、会計管理者、議会議務局長、農業委員会事務局長、支所長、館長、 <u>所長</u> 又は <u>参事</u> の職務	5級	課長、会計管理者、議会議務局長、農業委員会事務局長、支所長、館長又は <u>所長</u> の職務
略		略	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。